

羽村市と杏林大学との連携に関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）と杏林大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造、人材育成及び両者の発展に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育、生涯学習、まちづくり、地域の産業・文化の振興、健康・福祉、自然・環境、学術研究、その他の分野において連携し協力する。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な促進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会並びに事業経費の相互負担等については別途定める。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙のいずれかから異議の申し出がない場合は、有効期限をさらに1年間継続するものとし、その後のまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成22年6月29日

（甲）東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

羽村市

羽村市長

（乙）東京都三鷹市新川六丁目20番2号

杏林大学

杏林大学長